

2025年2月14日
全国港湾 24 発第 68 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内



25 春闘の当面の取り組みに関する指示

1. 全国港湾第 17 回中央委員会の決定について

全国港湾は、25 年 2 月 4～5 日にシーパレス日港福(豊橋市)において、第 17 回中央委員会を開催し、中央委員会は第一号議案(24 年秋年末闘争の主な取り組み経過について案)、第二号議案(25 春闘方針案)、第三号議案(25 春闘要求書案)を審議し、提案通り承認した。

2. その 25 春闘方針にもとづく地区統一行動の具体的取り組みを次の通り指示するので、各単組・地区は、具体化を図らねたい。

(1) 中央・地区の闘争体制の確立と機関運営について

第 1 回中央港湾団交に続き、各単組は、個別賃上げなどの単組課題も含めた産別総ぐるみの取り組みへの発展を目指し、遅くとも 2 月中に要求提出を行うこと。

(2) 機関運営と職場・地域の行動体制の確立について

① 産別要求提出後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営し、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会が中央機関として進める。

② 各単組は、2 月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えること。

③ 各地区港湾は、2 月末までに討論集会などで、25 春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、2 月後半から春闘行動が取り組める体制を整えること。

3. 中央・地区の統一行動の配置について

(1) 地区統一行動について

① 25 年 2 月 17 日(月)～28 日(金)を地区統一行動旬間とする。

② 各地区港湾は、港頭宣伝行動、決起集会、産別協定・法令遵守キャンペーン行動及び行政交渉、地区港運協会交渉などを取り組み、行政交渉の結果は、中央行政交渉に反映させるよう取り組むこと。

なお、行政申し入れにあたって、中央行動での申し入れ(案)は2月 13日に各地区に送付したので活用されたい。

- ③ 地区統一行動の日程、行動内容などについては、各地区港湾議長(委員長)の判断に委ねる。各地区港湾は、行動内容、行動の結果などについて、確定し次第、全国港湾書記局に報告されたい。3月 13日開催の地区港湾事務局長会議で報告ができるよう準備されたい。
- ④ 中央港湾団交後に、産別闘争体制の全国的な体制を職場ぐるみで確認する意味で、時期を見つつ、地区事務局長会議や全国一斉統一行動、リモート開催を視野においた決起集会も検討するが、その際は、別途指示するので、その準備も整えられたい。
- ⑤ 各単組は、各地区港湾の地区統一行動の成功のための縦指示を取り組むこと。

以 上